



2026年5月1日

各位

会社名 株式会社 サンリオ
代表者名の代表取締役 辻 朋 邦
役職氏名 社長
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 松本 成一郎
電話番号 03 (3779) 8058

特別調査委員会の設置および2026年3月期決算短信の開示が期末後50日を超えることに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、特別調査委員会の設置および2026年3月期決算発表の延期について決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会設置の趣旨および経緯

当社では、当社常務取締役1名が指名・報酬諮問委員会にて決定された報酬額以外に自らが執行を担当するグループ子会社から別途報酬を受領していた疑い（2026年4月16日付「当社常務取締役の不適切な報酬受給の疑いについて」にて公表済）について、まずは事実関係を迅速かつ的確に把握することを目的として、不正調査等の専門知見を有し、本事案において当社と利害関係のない独立した外部法律事務所であるベーカー&マッケンジー法律事務所の支援のもと、事実関係に関する調査を実施してまいりました。その後、調査の対象範囲の拡大等を踏まえ、当社はより独立性および客観性を確保した体制のもとで調査を進めることが適切であると判断し、本日開催の取締役会において、社外役員を委員長とする特別調査委員会を設置することを決定いたしました。

現時点においても調査は継続中であり一定の事実関係の把握・整理は進んでいるものの、それらに対する評価や全体像の特定には至っておりません。

今後は特別調査委員会主導のもとで、当該常務取締役の特定のグループ子会社からの報酬受領への関与の態様や程度等を踏まえて、当該法律事務所や当社会計監査人とも協議のうえ、後述3に記載の目的に基づいた調査が進められます。同調査では、これまで調査対象としてきた当該グループ子会社以外のグループ会社にも調査対象を挙げ、類似事象の有無の確認を含めた調査を実施することを想定しております。当社およびグループ子会社は特別調査委員会による調査に全面的に協力してまいりますとともに、同委員会による調査が完了次第、調査結果につきましては、速やかに開示いたします。

なお、本事案については、現時点で2026年3月期およびそれ以前の連結業績における虚偽は確認されていないこと等を考慮した当該法律事務所の助言を踏まえて、特別調査委員会の設置が妥当であると判断しております。

2. 特別調査委員会の構成

委員長：森川 紀代（当社社外取締役（監査等委員））

委員：吉田 武史（ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（弁護士））

委員：佐藤 保則（合同会社デロイト トーマツ（公認会計士））

外部専門家である各委員と当社との間には特別な利害関係はございません。

3. 特別調査委員会の主な調査目的

- (1) 特定のグループ子会社からの報酬受領に関する事実関係の確認
- (2) 類似事象の有無の確認
- (3) 影響額の算定
- (4) 原因究明と再発防止策の提言
- (5) その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

4. 業績への影響額について

調査対象となっている事案による当社の連結業績に対する影響につきましては、現時点では軽微と認識しておりますが、特別調査委員会による今後の調査を踏まえ、開示すべき事項が判明した場合には速やかに開示いたします。

5. 2026年3月期決算発表について

2026年5月13日に発表を予定しておりました2026年3月期決算につきましては、特別調査委員会の調査、およびその結果に基づく当社会計監査人による当社連結業績に対する監査プロセスに一定の時間を要することから、発表日を延期させていただくこととし、発表が期末後50日を超える見込みとなりました。延期後の決算発表予定日につきましては、調査の範囲や進捗に依拠するため、その状況を確認しつつ決定次第速やかに公表いたします。

本事案にかかり、株主・投資家の皆さまをはじめ、取引先および関係者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことをあらためて深くお詫び申し上げます。

以上